○厚生労働省告示第三百二十一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、フォークリフト特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

フォークリフト特定自主検査基準

一　この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百五十一条の二十四第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二　特定自主検査は、次の表の左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わ

なければならない。

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
1　原動機（ガソリンエンジンに限る。）	(1) 本体	a　始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、かつ、異音がないこと。
		b　回転の状態	①　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。	①　回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			③　エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③　引っ掛かりがなく、かつ、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c　排気の状態	①　エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	①　排気色及び排気音が正常であること。
			②　排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。
		d　エアクリーナー	①　ケースの亀裂及び変形並びに蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	①　ケースの亀裂及び変形並びに蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			②　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	②　著しい汚れ及び損傷がないこと。
			③　油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリーナーに限る。）。	③　油量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、著しい汚れがないこと。
		e　締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略することができる。	緩み及び脱落がないこと。
		f　弁すき間	①　弁すき間を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、弁すき間の異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略することができる。	①　弁すき間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　弁すき間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。

	g　圧縮圧力	①　圧縮圧力を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 　ただし、アイドリング時及び加速時の回転の状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	①　圧縮圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
	h　過給機	①　アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
		②　本体（吸排気管接続部を含む。）のガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。
	i　エンジンマウント	①　ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	③　損傷及び劣化がないこと。
⑵　潤滑装置		①　オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	①　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		②　ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 　ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び損傷がないこと。
⑶　燃料装置		①　燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①　燃料漏れがないこと。
		②　燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	②　損傷及び劣化がないこと。
		③　燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 　ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
⑷　高圧ガス燃料装置		①　導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。	①　ガス漏れがないこと。
		②　導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
		③　ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	③　緩み及び損傷がないこと。

⑸　ブローバイガス還元装置	①　メターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
	②　メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	②　詰まり及び損傷がないこと。
⑹　冷却装置	①　冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	①　水量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	②　ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	②　水漏れ及び目詰まりがないこと。
	③　ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　ひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
	④　ラジエーターキャップのバルブ機能の異常の有無を調べる。	④　正常に機能すること。
	⑤　ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤　損傷がないこと。
	⑥　ファンベルトの緩みを調べる。	⑥　張り具合が適正であること。
	⑦　ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦　著しい摩耗及び損傷がないこと。
	⑧　冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧　亀裂、損傷及び変形がないこと。
	⑨　冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑨　緩み及び脱落がないこと。
⑺　点火装置	①　ディストリビューターキャップの亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
	②　高圧コード端部の損傷の有無及びディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	②　損傷がなく、かつ、はめ込みが正常であること。
	③　コンタクトポイントの隙間並びに接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	③　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、焼損及び突起がないこと。
	④　点火プラグの電極及びがい子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	④　汚れ、焼損及び破損がないこと。
	⑤　フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	⑤　緩み及び損傷がないこと。
	⑥　点火時期を調べる。	⑥　点火時期が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

	⑻ 電気装置	a　充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	機能に異常がないこと。
		b　バッテリー	①　電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	①　電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
			②　端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	②　緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
			②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
2　原動機（ディーゼルエンジンに限る。）	⑴ 本体	a　始動性	①　エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	①　始動が容易で、かつ、異音がないこと。
			②　予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
		b　回転の状態 c　排気の状態 d　エアクリーナー e　締付け f　弁すき間 g　圧縮圧力 h　過給機 i　エンジンマウント	この表の「1　原動機（ガソリンエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　潤滑装置		この表の「1　原動機（ガソリンエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　燃料装置		①　燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①　燃料漏れがないこと。
			②　燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	②　損傷及び劣化がないこと。
			③　燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
	⑷　冷却装置		この表の「1　原動機（ガソリンエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸ 電気装置	a　充電装置 b　バッテリー c　配線	この表の「1　原動機（ガソリンエンジンに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

3　原動機（電動機に限る。）	⑴　電動機		①　ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	①　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、全周の当たり具合が正常であること。
			②　ブラシのばねの戻り具合を調べる。	②　ばねの戻り具合が適正であること。
			③　コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	③　汚れ及び著しい摩耗がないこと。
			④　内部渡り線及びピグテールの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
			⑤　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　制御装置	a　コントローラー	①　車輪を浮かせ、モーターの低速時から高速時までの回転の状態並びに異音及び異臭の有無を調べる。	①　回転が円滑で、かつ、異音及び異臭がないこと。
			②　荷役装置を作動させ、モーターの低速時から高速時までの回転の状態並びに異音及び異臭の有無を調べる。	②　回転が円滑で、かつ、異音及び異臭がないこと。
		b　コンタクター	①　接点の緩み、損傷及び摩耗の有無を調べる（開放式のコンタクターに限る。）。	①　緩み、損傷及び著しい摩耗がないこと。
			②　補助接点の作動具合並びに汚れ及び摩耗の有無を調べる（開放式のコンタクターに限る。）。	②　正常に作動し、かつ、汚れ及び著しい摩耗がないこと。
			③　作動させて機能を調べる。	③　正常に機能すること。
		c　マイクロスイッチ	①　開閉のタイミング及び作動の適否を調べる。	①　タイミングが適正で、かつ、正常に作動すること。
			②　損傷の有無並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　損傷、緩み及び脱落がないこと。
		d　抵抗器（別名レジスター）	①　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
			②　焼損の有無を調べる。	②　焼損がないこと。
		e　過電流制限装置	走行用及び荷役用モーターの最大電流を調べる（可変抵抗器を用いて過電流値を設定する制御方式のものに限る。）。	最大電流が当該車体の構造及び性能に照らし、設定された過電流値を超えないこと。
		f　安全装置	強制的に安全装置を作動させ、作動の適否を調べる（サイリスターチョッパー制御方式のものに限る。）。	確実に作動すること。
	⑶　ヒューズ		①　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
			②　ヒューズの容量を調べる。	②　ヒューズの容量が当該車体の構造及び性能に照らし、ヒューズを入れる回路の容量に見合ったものであること。

	⑷　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
		②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
	⑸　充電装置（車体と一体となっているものに限る。）	①　タイマーの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　マグネットスイッチの作動の適否及び充電状態を調べる。	②　マグネットスイッチが正常に作動し、かつ、充電状態が正常であること。
		③　充電用コード及びコンセントの損傷及び荒れの有無を調べる。	③　損傷及び荒れがないこと。
	⑹　バッテリー	①　電解液の量を調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	①　電解液の量が過多又は過少でないこと。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		②　電解液の比重を調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、①の検査により省略することができる。	②　比重が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　すべての電槽の電圧を調べる。	③　電圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		④　端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	④　緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。
		⑤　容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	⑤　損傷及び液漏れがないこと。
		⑥　バッテリーコード及びコネクターの損傷の有無並びに接続の適否を調べる。	⑥　損傷がなく、かつ、接続が適正であること。
4　動力伝達装置	⑴　クラッチ	①　アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともに、トランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	①　異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		②　クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	②　滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	⑵　クラッチペダル	①　操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。	①　重さ及び戻り具合が適正であること。
		②　ペダルの遊び及びクラッチが完全に切れたときのペダルと床面との隙間を調べる。	②　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
	⑶　マスターシリンダー	①　クラッチペダルを操作し、油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑷　クラッチレリーズシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態で放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。

	⑸　トランスミッション	①　レバーを前進又は後進に入れ、車体を駆動させて作動の適否並びにレバーの抜け及び異音の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、レバーの抜け及び異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑹　トルクコンバーター	①　負荷をかけ、異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　中立及び各変速位置でのレバーのがたの有無並びに入り具合を調べる。	④　著しいがたがなく、かつ、操作が円滑であること。
		⑤　レバーを中立にし、エンジンの回転を上げて車体の動きを調べる。	⑤　車体が動き出さないこと。
		⑥　インチングペダルを最大限に踏み込んだ状態のまま、レバーを前進又は後進に入れ、エンジンの回転を上げて車体の動きを調べる。	⑥　車体が動き出さないこと。
	⑺　プロペラシャフト	①　両輪を浮かせた状態で駆動させ、振れの有無を調べる。	①　異常な振れがないこと。
		②　スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。	②　著しいがた及び損傷がないこと。
		③　連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、損傷及び脱落がないこと。
	⑻　デファレンシャル	①　両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　デファレンシャルキャリヤ取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	④　緩み、損傷及び脱落がないこと。
	⑼　ファイナルドライブ	①　両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
5　走行装置	⑴　フロントアクスル	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び変形がないこと。

		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	⑵ リヤアクスル	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、損傷及び変形がないこと。
		② センターピンのがた並びにキャップ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 著しいがた、緩み及び脱落がないこと。
	⑶ タイヤ（ホイールを含む。）	① 空気圧を調べる。	① 空気圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		② 亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	② 走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		③ 溝の深さを調べる。	③ 著しい摩耗がないこと。
		④ 金属片、石その他異物のかみ込みの有無を調べる。	④ 異物のかみ込みがないこと。
		⑤ ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。
		⑥ リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑥ 走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		⑦ 走行させ、若しくは、車輪を浮かせて駆動させ、又は手動させ、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑦ がた、異音及び異常発熱がないこと。
	⑷ サスペンション	リンク、スプリング等の亀裂、損傷及び変形並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷、変形、緩み及び脱落がないこと。
6 操縦装置	⑴ ハンドル	① 走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。	① 振れ及び取られがなく、かつ、戻り具合及び重さが適正であること。
		② 上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	② 著しいがたがなく、かつ、取付け部に緩みがないこと。
	⑵ ギヤボックス	① ギヤボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		② ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
	⑶ ロッド及びアーム類	① 亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
		② ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	② 亀裂及び損傷がないこと。
		③ ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	③ 著しいがた及び摩耗がないこと。
		④ 連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がないこと。

	⑷　ナックル	①　キングピンのがたの有無を調べる。	①　がたがないこと。
		②　亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
	⑸　かじ取り車輪	①　ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度及びかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	①　左右で著しい相異がないこと。
		②　ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	③　接触していないこと。
	⑹　パワーステアリング装置（油圧式のものに限る。）	①　リザーバータンク内の油量を調べる。	①　適正であること。
		②　油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　ホース及びパイプのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		④　ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
	⑺　パワーステアリング装置（電気式のものに限る。）	①　ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	①　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、全周の当たり具合が正常であること。
		②　ブラシのばねの戻り具合を調べる。	②　ばねの戻り具合が適正であること。
		③　コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	③　汚れ及び著しい摩耗がないこと。
		④　アクチュエーターを作動させ、異音の有無を調べる。	④　異音がないこと。
		⑤　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
	⑻　ステアリング用チェーン及びワイヤケーブル	張り具合並びに損傷及び摩耗の有無を調べる。	張り具合が適正で、かつ、著しい損傷及び摩耗がないこと。
7　制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、フォークリフト構造規格（昭和47年労働省告示第89号）第4条第2項の規定に適合すること。
		③　ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。	③　エアの混入がないこと。

		④　ペダルを操作し、ブレーキの開放状態及びロック状態並びにスイッチの開閉のタイミングを調べる（デットマン式の走行ブレーキに限る。）。	④　開放及びロックが確実で、かつ、スイッチの開閉のタイミングが適正であること。
		⑤　ブレーキ締付けスプリングの伸びを調べる（デットマン式の走行ブレーキに限る。）。	⑤　ブレーキ締付けスプリングの伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　駐車ブレーキ	①　レバーを最大限に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる（ラチェット式の駐車ブレーキに限る。）。	①　引きしろに余裕があること。
		②　レバーの引く力又はペダルの踏力及びレバー又はペダルの戻り具合を調べる（トグル式の駐車ブレーキに限る。）。	②　レバーの引く力又はペダルの踏力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、レバー又はペダルの戻り具合が正常であること。
		③　無負荷状態において、20 パーセント勾配の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	③　効き具合が適正であり、かつ、無負荷状態において、20 パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
		④　爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		⑤　ブレーキ締付けスプリングの伸びを調べる（デットマン式の駐車ブレーキに限る。）。	⑤　ブレーキ締付けスプリングの伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類	①　損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。	①　損傷及び緩みがないこと。
		②　ブレーキを作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	②　緩み及びがたがなく、かつ、割りピンの欠損がないこと。
	⑷　ホース及びパイプ	①　圧力をかけて、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。	①　油漏れ及びエア漏れがないこと。
		②　ひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	②　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		③　ホースクランプ、パイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
	⑸　オイルブレーキ	①　ペダルを操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　ペダルを操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑹　エアブレーキ	①　ペダルを操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。	①　ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、戻り具合に異常がないこと。

	② エアリザーバーを規定値まで加圧した後、リザーバー、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
⑺ ブレーキ倍力装置	① チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
	② ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
⑻ ブレーキドラム及びブレーキシュー	① ドラムとライニングの隙間を調べる（アジャスター手動調整式のものに限る。）。	① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	② ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。	② 剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	③ ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。	③ 腐食及びへたりがないこと。
	④ ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	④ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑼ バックプレート	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び変形がないこと。
	② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
⑽ ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式ディスクブレーキに限る。）	① ペダルを操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。	① 引きずりがないこと。
	② パッドの厚さを調べる。	② パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	③ ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	④ ピストンからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	⑤ ディスク及びパッドの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。
⑾ ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	摩耗が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
⑿ 駐車ブレーキドラム及びライニング	① ブレーキ締付けスプリングのへたりの有無を調べる（デットマン式の駐車ブレーキに限る。）。	① へたりがないこと。
	② ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。

		③　ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 　ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	③　剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		④　ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 　ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	④　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
8　荷役装置	⑴　フォーク	①　フォーク止めピン部の変形、亀裂及び摩耗の有無を調べる。	①　変形、亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		②　フォーク先端の開きの差及び高さの差を調べる。	②　開きの差及び高さの差が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　フォーク根元部、アッパーフック部及びロアーフック部の亀裂の有無を探傷器等で調べる。	③　亀裂がないこと。
		④　摩耗量を調べる。	④　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　マスト、ストラドルアーム及びリフトブラケット	①　変形、亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　変形、亀裂及び損傷がないこと。
		②　ローラーの摩耗及びベアリングのがたの有無を調べる。	②　著しい摩耗及びがたがないこと。
		③　ローラーピン溶接部の亀裂の有無を調べる。	③　亀裂がないこと。
		④　マストサポート部のがた並びにキャップ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　著しいがた、緩み及び脱落がないこと。
	⑶　チェーン及びチェーンホイール	①　左右のチェーンの張り具合を調べる。	①　張り具合が均等であること。
		②　チェーンの伸びを調べる。	②　伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　チェーンの亀裂、変形、損傷及び腐食の有無を調べる。	③　亀裂、変形、損傷及び腐食がないこと。
		④　チェーンホイールの変形、損傷及びがたの有無を調べる。	④　変形、損傷及びがたがないこと。
	⑷　アタッチメント装置	①　本体への取付け状態を調べる。	①　適正であること。
		②　各部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　各部の亀裂、変形、損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、変形、著しい損傷及び摩耗がないこと。
		④　各部の作動の適否及び異音の有無を調べる。	④　正常に作動し、かつ、異音がないこと。

9　油圧装置	⑴　作動油タンク	①　タンク取付け部、外周壁面の溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 　ただし、製造者が定める方法によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	③　目詰まりがないこと。
		④　ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑵　フィルター（サクションフィルター、リターンフィルター、ラインフィルターに限る。）	①　フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。 　ただし、フィルターエレメントについて、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	①　汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。
		②　フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
		②　継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑷　油圧ポンプ（駆動装置を含む。）	①　パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　油圧ポンプを作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		③　油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 　ただし、②の検査の結果、異常振動、異音及び異常発熱がない場合は、この検査は省略することができる。	③　吐出量及び吐出圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑸　油圧モーター（アタッチメント用のものに限る。）	①　パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　作動状態に異常がなく、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

	⑹　油圧シリンダー（リフト用、ティルト用、リーチ用、アタッチメント用のものに限る。）	①　油圧シリンダーの作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　数回伸縮させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。	③　伸縮量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		④　シリンダーチューブ及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	④　打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
		⑤　ティルトシリンダー取付けピンの摩耗並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗、緩み及び脱落がないこと。
	⑺　コントロール弁（安全弁、方向制御弁を含む。）	①　レバーを操作し、作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　安全弁のリリーフ圧を調べる。	④　リリーフ圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑻　電磁弁	①　電磁弁を作動させて、異音及び異常発熱の有無並びに作動の適否を調べる。	①　異音及び異常発熱がなく、かつ、正常に作動すること。
		②　油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	⑼　回転継手（アタッチメント用のものに限る。）	負荷をかけた状態で回転させ、回転の状態及び回転継手からの油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、かつ、油漏れがないこと。
10　車体関係	⑴　車枠及び車体	①　シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　キャブ	①　亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	①　亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。
		②　ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	②　開閉状態並びにロック及びキーに異常がないこと。
		③　ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	③　がた及び破損がないこと。
	⑶　座席	①　調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　シートベルト	①　ベルトの損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
		②　シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	②　正常にロックされること。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。

	⑸　昇降設備及び滑り止め	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑹　表示板	フォークリフト構造規格第 12 条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
	⑺　ヘッドガード及びバックレスト	①　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
		②　亀裂、変形及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂、著しい変形及び損傷がないこと。
	⑻　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。）	①　各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、適正に取り付けられていること。
		②　各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
	⑼　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、水温計、速度計、表示灯を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑽　後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。
	⑾　給油脂	①　各部の給油脂状態を調べる。	①　給油脂が十分であること。
		②　自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
	⑿　離席時誤操作防止装置（走行用、荷役用のものに限る。）	作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
11　総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。